お詫びと訂正

『訪問看護実務相談Ｑ＆Ａ 令和８年版』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。

（2026 年 9 月 10 日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備　考
347 頁	Ｑ６－１２７のＡ（回答）	Ａ　難病等複数回訪問加算としては，ＡさんとＢさんは「1 日に 3 回以上の場合」で「同一建物内**１人または２人**」に該当するため，**8,000 円**を算定します。ＣさんとＤさんは「1 日に 2 回の場合」で「同一建物内**１人または２人**」に該当するため，**4,500 円**を算定します。Ｅさんは，複数回訪問していないため，難病等複数回訪問加算は算定できません。算定の考え方については，▶77 頁を参照してください。	Ａ　難病等複数回訪問加算としては，ＡさんとＢさんは「1 日に 3 回以上の場合」で「同一建物内**３人以上９人以下**」に該当するため，**月 20 日までは 7,200 円を，月 21 日目以降は 6,900 円**を算定します。ＣさんとＤさんは「1 日に 2 回の場合」で「同一建物内**３人以上９人以下**」に該当するため，**4,000 円**を算定します。Ｅさんは，複数回訪問していないため，難病等複数回訪問加算は算定できません。算定の考え方については，▶ 77 頁を参照してください。	